

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー  
『MICE 向け京都伝統産業製品貸出制度』  
要綱

(趣旨)

第1条 この制度は、京都市内で開催を予定しているMICEにおいて、京都らしさを演出することで京都でのMICE開催の価値を向上させるとともに、MICE参加者に「ほんまもの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、京都の伝統産業を活用した製品を貸し出すことにより、京都市内でのMICE開催を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 対象となるMICEは、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブツアー、同窓会であり、次の各号を全て満たす事業とする。ただし、(公財)京都文化交流コンベンションビューロー(以下「コンベンションビューロー」という。)が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 主たる事業が京都市内で開催を予定していること。
- (2) 対象事業の参加予定者が  
ミーティング/インセンティブ/コンベンション：30名以上であること  
同窓会：100名以上であること
- (3) 対象事業自体が営業行為を目的としないものであること
- (4) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること
- (5) 制度を利用しようとするMICE主催者、申請者(以下「主催者等」という。)は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

(申請)

第3条 制度を利用しようとする主催者等は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) MICE向け伝統産業製品貸出申請書(第1号様式-1, 第1号様式-2)
- (2) 事業計画書又は開催趣意書
- (3) 収支予算書又は資金計画書
- (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

(許可)

第4条 コンベンションビューローは、前条の規定による申請があった場合において、この要綱の規定を満たす場合は、貸出を許可する。ただし、許可を受けた主催者等が第三者に貸与することは禁止する。

(取消)

第5条 コンベンションビューローは、主催者等が次の各号に該当するときは、許可を取り消し、貸出品の即時返還を命じることがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、貸出の許可を受けたとき
- (2) 貸出の条件に違反したとき
- (3) この要綱の規定に反したとき

(期間)

第6条 使用期間は、会議の開催予定日から終了予定日まで貸出品を使用する会議開催期間とする。貸出期間は、貸出品を主催者等が受取をする予定の日からコンベンションビューローに到着する予定の日までの期間とする。

(使用料・送料)

第7条 使用料は、貸出品の使用期間に応じて請求する。ただし、会議の内容により、使用期間(会議開催期間)と実際に使用する日数が異なる場合においては、実際に使用する日数を請求することとする。

- 2 主催者等は、申請に基づいて算出された使用料を指定の期日までに支払うものとする。コンベンションビューローは使用料を受領したのち、申請書に基づき会議開催予定日2日前着で貸出品を希望送付先に発送する。なお、貸出期間を超えた場合は、遅延1日につき、1日分の使用料が発生するものとする。
- 3 送料は、主催者等の負担とする。
- 4 中止等になった場合においても使用料は返還しない。ただし、到着時に貸出品の欠品、破損が判明し、ただちにコンベンションビューローに報告をした場合は欠品、破損分に関してはこの限りではない。

(返却)

第8条 主催者等は、貸出品をコンベンションビューローに会議開催終了日2日以内に返却するものとする。返却方法は、貸出品によって異なるため、コンベンションビューローの指定する方法にて行う。

(損害賠償)

第9条 貸出品により主催者等が被った損害、第三者等に与えた損害、その他使用中に発生した事故等については、主催者等が責任を負う。また、主催者等からの報告、返却された貸出品の状況、コンベンションビューローの調査において紛失・破損が認められた場合は、主催者等は、その損害を賠償しなければならない。

(告知)

第10条 主催者等は、制度を活用する場合において、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに、必ず以下の京都 MICE ロゴと定型文を用いて制度を利用している旨を表示することとする。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は京都 MICE ロゴおよび告知定型文を A3 サイズ以上の用紙に印刷、会場にて掲示し掲示写真を提出することとする。

京都 MICE ロゴ



### 告知定型文

日本語：「本事業は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの制度を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

(報告)

第11条 主催者等は、会議終了後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- 1 MICE 向け伝統産業製品貸出制度 報告書（第2号様式）
- 2 制度告知をおこなった証明

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定める。

附則

この要綱は、平成31年3月7日から適用する。